

令和6年第1回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第4日目）

本日の会議 令和6年3月13日
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長	金子 恵	副委員長	堤 理志
委員	藤田 明美	委員	岡田 義晴
委員	八木 亮三	委員	西田 健
委員	西岡 克之		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 荒木 秀一 係 長 江口 美和子

説明のため出席した者

企画財政部長 村田 ゆかり

(政策企画課)

課 長 中村 元則 課長補佐 木戸 武志

課長補佐 松田 祐貴 係 長 山口 和樹

(財政課)

課 長 北野 靖之 課長補佐 入江 彩子

(税務課)

課 長 和田 弘 課長補佐 渡辺 房子

係 長 森山 哲平

(収納推進課)

課 長 小川 貴弘 係 長 永美 将太郎

健康保険部長 森川 寛子

(健康保険課)

課 長 森本 陽子 課長補佐 木澤 奈津代

課長補佐 志田 純子 係 長 相川 沙織

係 長 一瀬 奈々

(介護保険課)

課 長 村田 佳美 参 事 中村 宰子

係 長 浦川 真 係 長 堤 圭一郎

本日の委員会に付した案件

議案第23号 令和6年度長与町一般会計予算

議案第24号 令和6年度長与町国民健康保険特別会計予算

議案第25号 令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計予算

議案第26号 令和6年度長与町介護保険特別会計予算

開会 9時29分

閉会 14時57分

○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会します。

令和6年第1回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第24号令和6年度長与町国民健康保険特別会計予算の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

おはようございます。よろしく願いいたします。議案第24号令和6年度長与町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由をご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。令和6年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億7,904万3,000円といたしております。前年度と比較して3億5,460万5,000円、8.6%の増額となっております。それでは、長与町国民健康保険特別会計予算に関する説明書により説明いたします。

まず歳入です。説明書の6、7ページをお開きください。1款国民健康保険税は7億3,485万3,000円です。保険税の算定に当たりましては、令和5年中の所得を前年と同程度と見込み、予定収納率現年度分97%、滞納繰越分19%で算出しております。被保険者数の減少の影響により、前年度より1,603万円の減額です。2目の退職被保険者等国民健康保険税は、退職者医療制度の廃止により計上しておりません。2款使用料及び手数料は、督促手数料で前年と同額を計上いたしております。3款1項1目保険給付費等交付金33億9,487万6,000円は、1節普通交付金と2節特別交付金の合計額です。普通交付金は、療養給付費および療養費等の支払いに充てるための県からの交付金です。特別交付金は、保険者の取組実績、保険事業費、保険税の収納対策に係る事業費等に対して交付される交付金です。4款1項1目利子及び配当金は、存目計上です。8、9ページをお開きください。5款1項1目一般会計繰入金は、町の一般会計から国民健康保険特別会計への繰入金です。保険基盤安定繰入金、事務費等繰入金等の国基準に基づく繰入金および保険事業費等に係る繰入金で、令和6年度は保険税の減少に伴う保険基盤安定負担金の減収見込みと財政安定化支援事業交付税の減額見込みのため、1,483万5,000円を減額計上しています。2項、財政調整基金繰入金は、激変緩和措置終了による県への納付金増額と保険税減少に伴う歳入不足が見込まれるため、財政調整基金より繰り出しする予定です。6款1項1目繰越金は、存目計上です。7款1項1目、一般被保険者延滞金は200万円を計上しております。2目および4目の退職被保険者に係る分は退職者医療制度の廃止により計上しておりません。次のページをお開きください。7款3項1目、一般被保険者第三者納付金は交通事故等第三者行為損害賠償金として200万円を計上いたしております。2目および4目の退職被保険者に係る分は、制度廃止により計上しておりません。8款1項1目社会保障・税番号制

度システム整備費補助金は、基幹システムのマイナ保険証制度対応に伴うシステム改修費補助で、全額補助です。

次に、歳出についてご説明いたします。14、15ページをお開きください。1款1項1目一般管理費は、国保の資格管理や給付事務に係る事務的経費です。11節役務費の2段目、振込手数料は公金振込手数料有料化によるものです。12節委託料の上から4段目、電算システム変更委託料は、産前産後保険料免除システムの国費請求用に係る分37万4,000円と、マイナ保険証対応システム改修分516万円です。2目連合会負担金は、被保険者数に応じて国保連合会に納付するものです。下の段から次のページにわたっての1款2項1目賦課徴収費は、国保税の徴収に係る経費です。17ページ、11節役務費の一番下、共同収納手数料は地方税統一QRコードの収納手数料で、1件当たり36円です。3項1目運営協議会費は、国保運営協議会に係る経費です。2款1項1目、一般被保険者療養給付費は、被保険者の高齢化等により1人当たりの給付費は増加しており、9,754万3,000円増額しております。次のページをお開きください。2目療養費は、柔道整復、はり・きゅう、あんま、マッサージ、指圧等の療養に係る費用で、被保険者数の減少で361万5,000円の減ですが、被保険者の高齢化等により1人当たりの給付費は増加しております。3目審査支払手数料は、審査支払業務に係る国保連合会への手数料です。2項1目高額療養費は、被保険者の高齢化と申請の簡素化により1億6,688万9,000円の増額を見込んでおります。3項移送費は存目計上です。4項出産育児諸費は、出産した被保険者への給付金で減額を見込んでおります。5項葬祭諸費は、被保険者死亡時の給付金で前年度と同額を計上しております。次のページをお開きください。3款国民健康保険事業費納付金は、県内被保険者の療養給付費を負担するための財源として長崎県へ納付するもので、各市町の医療費や被保険者数、所得等に応じて県によって算定されています。1項医療給付費分から3項介護納付金分までの合計額は10億2,600万5,000円で、令和5年度までで激変緩和措置が終了したことに伴い8,604万円の増額となっております。4款1項1目保健衛生普及費は、医療費通知や後発医薬品差額通知等に係る経費で、被保険者数の減少により78万円の減額です。一番下の段から次のページにわたっての2目疾病予防費は、人間ドック、脳ドック、健康ポイント事業の国保負担分の費用などを計上しております。下の段から次のページ、24、25ページにわたっての特定健康診査等事業費は、特定健診、特定保健指導の実施等に係る経費です。25ページ、12節委託料の一番上、特定健康診査等委託料は、診療報酬改定に伴う検診費単価増により418万5,000円の増額です。一番下、特定健康診査受診率向上対策事業委託料は、3年前から県の事業として実施しておりましたが、6年度よりそれぞれの市町で予算を組み行うものです。ICTを活用して効果的な受診勧奨を行う事業で、特別交付金の保険者努力支援分で全額補助されます。5款基金積立金は存目計上です。6款公債費は前年度と同額を計上しております。一番下の段から次のページにわたっての7款諸支出金は、過年度の保険税還付金や

保険給付費等交付金の償還金等で、昨年度と同額を計上しております。26、27ページの退職者分は、制度の廃止により計上しておりません。2項延滞金は存目計上です。一番下の8款予備費は、前年度と同額の1,000万円を計上しております。次のページをお開きください。28ページ以降は給与費明細書です。

続きまして、長与町国民健康保険特別会計予算にかかる主要な施策に関する説明書について説明いたします。1ページおよび2ページは歳入歳出予算の状況として、構成比および前年度との増減率を記載しております。次のページ、4、5ページをお開きください。主要な施策です。2款1項療養諸費については、療養給付費算定のための一般被保険者数を6,969人と見込み計上しております。4款1項2目疾病予防費は、被保険者の健康維持増進、疾病予防、疾病の早期発見を行う事業として、記載の事業を実施してまいります。2目特定健康診査等事業費は、40歳から74歳までの被保険者のうち健康診査受診者を2,550人、保健指導対象者を150人と見込み計上しております。次のページをお開きください。6ページには特別職・非常勤職員の一覧を、7ページには補助金・負担金一覧を、次のページ、8ページには基金の状況を掲載しております。以上が当初予算の主な内容です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。歳入の方からいきたいと思います。6、7ページ、質疑はありませんか。戻っても構いませんので、進めてまいります。8、9ページ、こちらで質疑はないですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

財政基金繰入金のところでお伺いをしたいんですが、先ほどのご説明で令和6年から激変緩和措置、県の激変緩和措置ですかね、これがなくなっていくので、この財政調整基金を使ってそこに充てて、多分保険料の上昇を抑えていくという趣旨かなと思うんですが、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

おっしゃるとおり保険料の上昇を抑えるため基金を活用しますが、この基金もそのままではいずれなくなりますので、保険料を上げることも今考えながら予定しているところです。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

そうですね、私もちょっと基金の残高を見ますと、何か単純計算でいけばもう4、5年で枯渇するのかなという気もするので、果たしてどうなるのかなという思いもあるん

ですが。一方で国保の被保険者も減少していますよね。ですからその辺りでの、何か推計、今後どのくらい現状の保険料で維持できるかというような試算等は、直接この予算と関係ないかもしれませんが関連がありますので、もし分かれば。試算なりが分かればお願いできたらと思います。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

医療費の増加と被保険者の方の高齢化、減少化もありまして、さっき委員言われたとおり、やはり毎年約1億円ずつ取り崩して、5年ほどでなくなっていくのかなということを考えております。それで、具体的な率とか金額についてはまた今から試算していくんですけども、急激に激増しないように、場合によっては数年度に分けて徐々に上げていくとか、あと所得が低い方々の負担にならないような率とか金額とかを考慮して決めていこうとは考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

被保険者数が減少してるということで、多分400人ぐらいですかね、5年度の見込みと差があるのかなと思うんですけど、これ単純に高齢化して75歳以上になる人と、新たに被保険者になる人の差がそのぐらいなのか、何か他の理由が考えられるのか、ちょっとそこだけお願いします。

○委員長（金子恵委員）

一瀬係長。

○係長（一瀬奈々君）

やはり一番大きいのは後期高齢者医療制度への移行が一番多い原因の一つです。それから社保の拡大も要因の一つとしてはあると思います。また今年の10月にも、社保へ移行しないといけない事業所の今多分100人以上の事業所の方が社保に移行しないといけない収入金額っていうのが多分定められてるんですけど、今年の10月からさらに50人以下の事業所にも拡大されるので、さらに社保に加入される方が多くなると思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では、10、11ページ、こちらで質疑はありませんか。歳入全般でどこでも結構です。ページ数を言っていて、質疑はありませんか。それでは歳出の方に入ります。14、15ページ、こちらはどうでしょうか。質疑はないですか。それでは16、17ページ、よろしいですか。それでは18、19ページ、質疑はありませんか。次、20、21ページ。

西田委員。

○委員（西田健委員）

参考までにちょっと教えていただきたいんですけども、4款1項1目保健衛生普及費ということで報償費、健康家庭に関する記念品と、この取り組みについても一度詳細にお願いしたいんですが、どういう取り組みか。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

医療費の抑制を目指して、一定期間病院にかかってない方、医療機関を受けていない方に商品券を贈呈しております。今年度より単に医療を受けていないということではなくて、健康増進に向けても努力していただくということで特定健診を受けているということも条件に加えました。

○委員長（金子恵委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

ありがとうございます。ちなみにこの41万7,000円、家庭数で言ったら何世帯ぐらいになるんですか、実績。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

37世帯です。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。それでは次、22、23ページ、質疑はありますか。戻っても構いません。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

19ページの保険給付費出産育児一時金ですね。私の知り合いで、そういうのがあるんですかっていうことで、知らないというふうなことがあります。この周知というのはどういうふうなことでやられてるんですか。

○委員長（金子恵委員）

一瀬係長。

○係長（一瀬奈々君）

こちらの出産育児一時金につきましては、病院の方で基本的にはお支払いをする際に、50万円以上にかからない場合はもうそこで払わなくていいというような形になっておりますので。50万円を超えない分について、もし45万円の請求病院からされたっていう場合だったら、残りの差額の5万円は申請してお返すような形になってるんです。

けども、そうでない場合は病院の方でお支払いしなくていいということになっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。戻っても構いません。次、24、25ページ、こちらで質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

2、3点お伺いしたいんですが、特定健診ですね。特定健診を今年度また計上されてますが、ちなみに前年度はまだ確定していないのかな、分かっている年度で結構ですが、今現在ほぼどのくらいの受診しているか、健診に行かれてる状況なのかという点と、そのうちで特定保健指導を受けた方がどのくらいいらっしゃるのか。あと、その効果もし分かれば、何か数字が分かればお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。それとあと、主にどういったことが引かかるものが多いのか、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

まず特定健診の受診率ですが、令和5年度で6年1月末時点が41.5%です。昨年度が49.7%です。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

特定保健指導の対象者の人数は240人に対して180人が受けておりまして、率にして75.8%です。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

特定保健指導の対象になる方はメタボに該当して、かつ高血圧、または血糖値またはコレステロール値が高い方が指導の対象になっております。保健指導を受けた方は、翌年度維持または改善の方が8割以上というふうになっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ありがとうございます。いろんな項目の中でLDLコレステロール値が高い方もやっぱり注意してくださいというような指導があるんですが、ちょっと私も実はそれに引っかかりまして、それなりの食生活の改善を自分で努力してても、まだ引っかかったんですよね。で、ちょっと何でかなと思って見たら、脂質異常症って診断された中でも、一定の方が遺伝的な要素があるらしいんですよね。だから、もしそうなった場合に、じゃあということで病院からLDLコレステロール値を下げる薬というのを処方されるんですが、それがまた逆にちょっと医療費の負担になるんじゃないかなという気もして。ちょっとその辺りが何か最近そういう問題もあるんじゃないかというのも私なりに調べて出てきてるので、そういう問題っていうのは何か協議になっているのかどうかっていうのは、分かれば。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

委員がおっしゃられますように生活習慣病などでどうしても努力をしても下がらないという方もいらっしゃるんですね、もちろん家系的にであったりとか遺伝的に要素があって改善が難しいという方もいらっしゃいますので、もちろんその方たちは高いままで放置するよりは、きちんと治療していただいて正常な値にさせていただくことが、将来の動脈硬化とか、ひいては脳卒中とか心筋梗塞などの重大な病気を起こさないための予防になりますので、早めに治療していただくということが将来の医療費の減少にもつながりますので、もちろんそういう服薬などをした場合も、今後それがまたさらに悪化しないように薬が増えていかなないように生活習慣の改善も続けていただくということが大切になりますので、そこも踏まえて保健指導を行っております。メタボの健診は、まずはメタボ改善するのが一番ですね、血圧とか糖尿病とか改善しやすいんですけれども、メタボじゃない方でそういう該当する方はなかなか難しいというところもありますので、そういう一人一人の方にも合わせながら保健指導や受診勧奨、治療勧奨を行っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。それでは次、26、27ページ、こちらではどうでしょうか。質疑はありませんか。では歳出全般で、質疑はありませんか。それと主要な施策に関する説明書、この中からの質疑でも結構です。全体的に質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

全体的なことなんですけれども、国の方で今、国保の保険料の県単位での統一化っていうのが議論がされているんですかね。長崎県内で事務員の皆さんでそういう協議がさ

れているのかどうかと、そうなった場合に長与町がどういうふうに、例えば住民負担としては上がりそうなのか下がりそうなのかとか、その辺り何か情報をつかんでいけば分かる範囲で、示せる範囲でお願いできればと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

一瀬係長。

○係長（一瀬奈々君）

もちろん国から保険料率の統一という話はもう何年も前から出ているので、長崎県の会議等においても話される議題ではあるんですが、実際、保険料率を完全に統一するっていう具体的なスケジュールというのはまだ示されていません。で、そこを示してくださいっていった市町の中で意見として出たことあるんですけども、保険料率以外にも各市町で保険事業が違ったり、給付の金額とか葬祭費とかそういった金額がばらつきがあったりっていうのもあります。長崎県においてはまずはそういったばらつきを統一するところから始めましょうという話となっておりますので、まだ具体的に保険料率を完全に統一するっていうところまでは至っておりません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号令和6年度長与町国民健康保険特別会計予算の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。引き続き、審査の方に行きたいと思えます。

議案第25号令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

議案第25号令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由をご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。令和6年度予算の総額は、

歳入歳出それぞれ7億3,071万4,000円です。前年度と比較して、1億46万6,000円、15.9%の増額となっております。被保険者数の見込みは、広域連合による試算で前年度比328人増の6,110名です。それでは、長与町後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書により説明いたします。まず歳入です。説明書の6、7ページをお開きください。1款1項後期高齢者医療保険料は、被保険者数の増加と2年に1回の保険料の引き上げにより、4,756万3,000円の増額を見込んでおります。2款1項1目督促手数料は、昨年度と同額です。3款1項1目事務費繰入金は、広域連合共通経費負担分および一般管理費等事務費を一般会計より繰り入れるものです。2目保険基盤安定繰入金は、低所得者の方に対する保険料軽減分のうち4分の3相当額を県が、4分の1相当額を一般会計が負担する制度で、その総額を計上しております。4款1項1目繰越金は存目計上です。5款1項1目延滞金および2目過料は存目計上です。次のページをお開きください。5款2項1目保険料還付金は、過年度分の保険料還付金相当額を後期高齢者医療広域連合から受け入れるものです。3項町預金利子から4項雑入までは存目計上です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。12、13ページをお開きください。1款1項1目一般管理費は、後期高齢者医療事務に係る事務経費です。2項1目徴収費は、保険料徴収に係る経費です。次のページをお開きください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合共通経費負担金、保険基盤安定負担金、保険料の合計額で、被保険者数の増加により前年度比9,841万9,000円の増額です。3款1項1目保険料還付金は、本人に返金する過年度還付金を計上したもので、歳入の広域連合からの受入見込額と同額を計上しております。同じく2項繰出金は存目計上です。4款予備費は前年度と同額の100万円を計上いたしております。次のページをお開きください。16ページ以降は給与費明細書です。

続きまして、主要な施策に関する説明書について説明します。1ページに歳入歳出予算の状況として、構成比および前年度との増減率を記載しております。次のページをお開きください。主要な施策といたしまして、後期高齢者医療広域連合納付金について掲載いたしております。次のページをお開きください。補助金・負担金一覧については、広域イーサネット負担金および後期高齢者医療広域連合納付金を記載しております。以上が当初予算の主な内容です。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、質疑を行います。歳入の方から入ります。6、7ページ。こちらから始めたいと思います。質疑はありませんか。いいですか。それでは8、9ページ。では全体的に後から聞きますので、歳出の方に移ります。12、13ページ、こちらで質疑はありませんか。いいですか。では14、15ページ。歳入歳出いずれでも結構です。それと主要な施策に関する説明書を含め、質疑はありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

歳入7ページの3款繰入金で、1節保険基盤安定繰入金ということで、これは低所得者向けということですが、これを見ますと前年度から増えているっていうことは、コロナから家庭急変の家庭が増えたということで、そういうふうな額が増えているとそういうふうなことですか。

○委員長（金子恵委員）

一瀬係長。

○係長（一瀬奈々君）

基盤安定負担金が増えている原因については、単純に被保険者数が増えることによって、まず困窮世帯自体も増えるだろうという想定の下、後期高齢者広域連合から試算されたものを利用して推計させていただいております。コロナとは直接は関係ないものと思っています。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

令和6年度の長与町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。予算書の中では、町の担っている事務について特別瑕疵があるとか、違法性があるとか、そういった問題は全くないわけでありすけれども、この制度は長崎県内の中の構成する市や町で広域連合をつくって、その中で運営がなされております。この制度は住民が75歳に到達しますと、従来の医療保険制度から脱退させ、この制度に加入するという形になります。高齢者が増えるほど、また医療費が増えるほど保険料が引き上げられ続ける制度設計となっております。令和4年度にも保険料は実際引き上げとなりました。特段瑕疵がない住民が健康で長生きすると数年後に保険料は引き上げられてしまうという制度設計に大変疑問を持っております。この点について、国にこうした状況を訴え、国庫負担を抜本的に増額するというようなことを強く求めていく必要があるのではないかと思います。また広域連合においても、約90億円財政調整基金は積み上がっているとお聞きしております。また、財政安定化基金も30億円程度あるということでもありますので、こうした積み上がったものを高齢者の負担の軽減に充てていくということを町としてぜひ広域連合の中で求めていって、これ以上の負担の増加を抑えていってほしい、抑えていくべきだというふうに思います。まとめになりますけれども、健康で長生きした結果、数年ごとに保険料が重くなるというこの制度は非常に高齢者にとって苛酷なものだというふうに思いますので、この後期高齢者医療の特別会計予算に

反対いたします。

○委員長（金子恵委員）

次に、賛成討論ありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

これで健康保険課の審査を、取りあえず今回終了します。

場内の時計で10時30分まで休憩します。

（休憩 10時18分～10時26分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。これより、議案第26号令和6年度長与町介護保険特別会計予算の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

それでは、議案第26号令和6年度長与町介護保険特別会計予算につきましてご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。令和6年度予算につきましては、保険事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ32億966万4,000円、介護サービス事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ2,798万8,000円といたしております。この予算規模は前年度と比較しまして、保険事業勘定が3億1,665万7,000円、10.9%の増、介護サービス事業勘定が19万円、0.7%の増となっております。

それでは予算に関する説明書により、歳入歳出とも主なものについて説明させていただきます。6、7ページをお開きください。まず保険事業勘定の歳入でございますが、1款1項1目第1号被保険者保険料は、現年度分の特別徴収と普通徴収、滞納繰越分の保険料収入でございます。2つ下の3款1項1目介護給付費負担金は介護給付費に対する国庫負担分で、負担率は居宅給付費20%、施設等給付費15%となっております。その下の2項1目調整交付金は介護給付費に係る交付金で、交付割合には2.19%で計上しております。2目および3目の地域支援事業交付金は地域支援事業に係る交付金で、交付率は2目が25%、3目が38.5%でございます。次に4款1項1目介護給付費交付金と、次のページに移りまして、2目地域支援事業費支援交付金は、社会保険診療報酬支払基金より交付される第2号被保険者負担分で、それぞれ負担率は27%となっております。5款1項1目介護給付費負担金は介護給付費に対する県の負担分で、負担率

は居宅給付費12.5%、施設等給付費17.5%でございます。その下の2項県補助金は地域支援事業に係る交付金で、県負担金は1目が12.5%、2目が19.25%となっております。次に一番下の7款1項1目介護給付費繰入金は介護給付費に係る町負担分で、負担率は12.5%。2目と3目の地域支援事業繰入金も事業に対する町負担分で、負担率は2目が12.5%、3目が19.25%となっております。4目その他一般会計繰入金は事務費分の繰り入れ、次のページに移りまして、5目低所得者保険料軽減繰入金は、第1号被保険者の第1段階から第3段階までの低所得者保険料軽減に係る繰入金でございます。その下、2項1目介護給付費準備基金繰入金は、令和5年度に引き続き介護サービス事業勘定へ繰り出すものと、第9期計画中に取り崩す予定の基金の令和6年度分でございます。8款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。16、17ページをお開きください。1款1項1目一般管理費と2目連合会負担金は、被保険者の資格管理等に関する経費。その下、2項1目賦課徴収費は介護保険料の徴収に係る経費でございます。次の16ページから19ページにかけての3項1目介護認定審査会費は、認定審査会委員報酬など介護認定審査会に係る経費。その下の2目認定調査等費は、認定調査員報酬および主治医の意見書作成手数料など介護認定調査に係る経費でございます。20、21ページをお願いいたします。2段目の4項1目趣旨普及費は介護保険に関するパンフレットの作成に係る経費でございます。その下の5項1目介護保険運営協議会費は、運営協議会の開催に伴う委員の報酬および費用弁償で、前年度は第9期計画策定委託料があったことから、今年度は減額となっております。20ページの下段から23ページの上段にかけての2款保険給付費は、要介護認定の方が利用された介護給付費、または要支援認定の方が利用された介護予防サービス費の給付費や給付に伴う審査支払手数料でございます。その下、3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援認定者の通所型、訪問型サービス利用に係る給付費や審査支払手数料で、今年度より通所型サービスC事業を新たに追加しております。このサービスは認知機能および運動器の機能低下に対して5カ月間短期集中的にトレーニングすることで、生活機能の維持、向上を図ります。対象者は、要支援認定を受けている方および基本チェックリストにより事業対象者と認められた方となります。2目介護予防ケアマネジメント事業費は、そのケアマネジメントに係る給付費でございます。下段から次のページ上段にかけて2項1目一般介護予防事業費は、町で実施しておりますお元気クラブ、脳トレ教室に関する経費やめだか85、サポーターポイント制度事業の委託料、いきいきサロンへの事業補助金などでございます。次に24ページから27ページにかけての3項1目地域包括支援センター運営費は、長与町地域包括支援センターの職員および会計年度任用職員の人件費など。2目総合相談事業費につきましては、窓口配置の介護相談員、訪問看護師および包括支援センター専門員の報酬や健康調査に係る経費となっております。26ページから29ページにかけての3目権利擁護事業費は、高齢者虐待等ケース検討会など高齢者の

権利擁護に関する費用。その下、4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、主任介護支援専門員に係る経費となっております。28ページから31ページにかけての5目在宅医療・介護連携推進事業費は、長与町在宅医療介護連携推進協議会および作業部会に係る経費、ならびに在宅医療介護相談窓口の専門相談員の人件費などとなっております。30ページから33ページにかけての6目生活支援体制整備事業費は、高齢者の社会参加や生活支援の充実を推進するため、生活支援コーディネーターの配置と地域の支え合い推進のため設置しております支えあい「ながよ」推進協議体に関する費用でございます。7目認知症総合支援事業費は、認知症地域支援推進員として配置しておりますコーディネーターおよび初期集中支援チーム検討委員会に係る費用でございます。32ページから35ページにかけての8目地域ケア会議推進事業費は、地域課題把握などを行う自立支援型地域ケア会議や、困難事例に対して関係者が情報共有や支援の検討を行う個別ケア会議に関する費用でございます。9目任意事業費の主な事業内容は、家族介護支援事業として、なるほど介護学習会、認知症介護者の集い、地域支援自立事業として配食サービスに係る委託料、扶助費として家族介護用品に対する助成支給などの費用でございます。35、36ページをお開きください。6款2項1目介護サービス事業勘定繰出金は、介護サービス事業勘定のサービス減収見込みに対して基金からの繰り出しを行うもの。その下の2目一般会計繰出金は、国庫補助金で受け入れます保険者機能強化推進交付金を福祉課所管の高齢者交通費・健康づくり助成事業へ充当するものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定につきましてご説明いたします。44、45ページをお開きください。この勘定は、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所として行う要支援ケアプランや介護予防ケアマネジメントの作成に係る経費の勘定となっております。まず歳入でございますが、1款1項1目介護予防サービス計画費収入につきましては、サービス計画費収入が、ケアプラン作成、ケアマネジメント費収入が、介護予防ケアマネジメント作成に対する費収入でございます。2款繰越金と3款諸収入は、存目計上でございます。4款1項1目保険事業勘定繰入金は、1款サービス収入の減額分の補填を行うための繰入金でございます。

続きまして歳出でございますが、48、49ページをお開きください。1款1項1目指定介護予防支援事業費は、包括支援センターの介護支援専門員の人件費とその業務に係る経費でございます。下段の2項1目介護予防ケアマネジメント事業費は、民間事業所への介護予防ケアマネジメント作成委託料でございます。次の50ページからは給与費明細書となっております。

続きまして、主要の施策に関する説明書につきましてご説明いたします。1ページは歳入歳出予算の状況として、構成比および前年度の増減率を記載しております。2、3ページにつきましては、2款の保険給付費と3款の地域支援事業費についての主な施策について記載しております。5ページは給与費明細書に係る特別職・非常勤職員報酬一

覧を、6、7ページには補助金・負担金一覧、8ページには基金の状況、そして9ページには長期継続契約予定一覧を掲載しております。11ページからは介護サービス事業勘定となります。11ページは、歳入歳出予算の状況として構成比および前年度の増減率を記載しております。12、13ページは主要な施策、14ページは補助金・負担金一覧をそれぞれ記載しております。以上が介護保険特別会計予算の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、質疑の方に入ります。まず保険事業勘定ですね、こちらの歳入から入ります。6、7ページ、質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

6、7ページの3款2項4目保険者機能強化推進交付金ですけれども、先ほどのご説明で全額一般会計に繰り出すもので用途は分かるんですが、前年度と比べて半分以上減額になっている理由というのは何か明確にあるのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

こちらの交付金につきましては、保険者機能強化に向けて、市町村が行う市町村特別給付や地域支援事業費、保健福祉事業等に係る組合組織、およびその必要な人材確保に対しての第1号被保険者に対する充当の金額が、市町村の評価点数によって国が一定の予算内で配分するものになります。今回はその配分の金額が少なかったということで減額計上になっております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

取り組みが言わば半分になるっていうのはかなり厳しく査定されたのかなと思うんですが、何がそれまでと違ったんですか。

○委員長（金子恵委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

町の取り組みの評価が下がったのではなく、国の予算自体がかなり減額されてますので、評価自体は下がってはいないかと思えます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、その一般会計に繰り出して、交通費・健康づくり助成っていうのが1,8

00万円ぐらいの予算の中のこれがその一部になると思うんですけど、この保険者機能強化推進交付金というのは、今後そうやって減っていったり、いつまでの制度とか、何かこうなくなる等何か今後の予定や見込みっていうのがあるんでしょうか。なければ、結構です。

○委員長（金子恵委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

国の方も今回大幅に減額となっておりますように、町の方では予算立てしても、これがいつまで続くとか、次はどのくらいなのかという予測はちょっと立たないような状況があります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

1款保険料についてですけど、去年はうちの家内の父が5月に亡くなってですね、その5月に亡くなったらこの介護保険料というのは6月以降12月までは払わなくていいということですかね。何かね、亡くなった後も払わないといけないっていう、これは介護保険のことですかね、ちょっと確認をと思ひまして。

○委員長（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

資格を持っている方が亡くなったというところは、もう亡くなったところで再計算して精算という形を取りますので、ただまだ年金から引き落としとかされている場合は、亡くなってからしばらく引き落としが続いたりとかそういうケースはございますけども、実際精算した後に払い過ぎていた分は還付をするという形になっていますので、保険料の計算自体は死亡時点できちんとして行って還付しております。

○委員長（金子恵委員）

皆さんに申し上げます。予算の審議ですので、予算の数字にまずは関する質疑の方をお願いしたいと思います。他にありませんか。それでは8、9ページ、こちらの方に移ります。質疑はありませんか。戻っても構いませんので進めていきます。10、11ページ。よろしいですか。じゃあ、歳入の最後のページです。12、13ページまで。保険事業勘定の歳入全般で質疑はありませんか。よろしいですか。それでは歳出の方に移ります。16、17ページ、こちらで質疑はありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

3款1項1目一般管理費ですね、本年度と前年度かなり違うような、開きがあるんで

すけど、この差について説明を求めます。

○委員長（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

こちらの大きく減額となっているものについての主な要因なんですけども、今まで介護のシステムだったり、プリンターの方の借上料だったり、そういったところをこの特別会計で払っていたんですけども、来年度から情報管理課の方で一括管理することになりましたので、こちらの特別会計から一般会計の方に予算が移ったということで、今回の大幅な減額となっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。では次進みます。18、19ページ、よろしいでしょうか。それでは戻っても構いませんので、20、21ページ。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

20、21ページの2款1項1目のところで、21ページでいうと下の3行ですね、介護予防サービス給付費や地域密着型介護予防サービス給付費、あとその下の介護予防福祉用具購入費。これがいずれも令和5年度と比べると減額されていると思うんですが、単純に予防ではなくて普通のサービス給付費が増えている中で、その予防の方が減っているっていうのはどういう理由なのか。予防っていうのも給付を減らすとか抑えるための非常に大事な予算かなと思うんですが、いかがでしょう。

○委員長（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

今回の給付費なんですけども、第9期計画により推計をしまして立てている費用になります。その中で今回の推計に用いたのが令和5年度の利用の状況を用いているもので、実績を基に算定をしている形になります。その算定上、この予防の部分、要支援の方たちが使っているものなんですけども、その利用者が少なくなったということで今回の予算の減額となっております。その現状ですね、どういった理由でっていうところまではちょっと把握していない状況になります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

21ページの介護サービス等諸費のところでお伺いしたいんですが、全員協議会の中でもちょっとお聞きしたんですが、施設型のサービスのことなんですが、ここで言いますと多分施設介護サービス給付費とか、特定入所者介護サービス費に関わるころかな

と思うんですけども、やっぱり利用したいという方に対しての施設がなかなか追いついていないというような状況があるのかどうか。町外の施設と連携して、そういったものを対応もされてると思うんですが、昨年度との状況、それから今年度の見込みというか、その辺り十分対応が可能なのかというのが非常に気になるんですが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

施設の入所状況なんですけれども、今回第9次計画を策定するに当たっても、施設の利用を希望するかとかいろんなアンケートをしました。確かに希望される方でまだ待機の方もいらっしゃることは現実ありますけれども、他に長与町以外の施設、特別養護老人ホームとかそういった所にも入所される方もいらっしゃいますので、ものすごく不足しているというふうな予測は立てていないところでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では、22、23ページで質疑はありませんか。
堤委員。

○委員（堤理志委員）

23ページの通所型サービスC事業委託料です。先ほど説明いただいているんですけども、もう少し詳しく説明いただき理解を深めたいと思うんですが、5カ月間そういったことをやるということなんですかね。これが効果が実際あるかどうか、恐らく厚労省辺りでいろんな検証もされた上で持ってきたのかなとは思いますが、期待される効果とあと大体何人ぐらいを想定しているのかとか、もう少し情報を頂ければと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

これまで介護予防日常生活支援総合事業というのが始まりまして、要支援認定の1、2の方や基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた方に対して、これまで介護予防生活支援サービス事業といたしましては、訪問型と通所型、訪問型はホームヘルパーですね、通所型はデイサービスというものになりますが、本当に基本的なもののみしか行えていなかった状況があります。国の方は、短縮して総合事業というんですが、こちらは町などの状況によって多様なサービスを充実させることというのを推進してきました。これまでできなかったのですが、初めて多様なサービスとして通所型、サービスC、短期集中予防サービスを現在計画しております。内容としましては、認知機能および運動器の機能低下に対して、短期集中的5カ月間にトレーニングすることで、生活機能の維持向上を図ることを目的としております。具体的に言うと、運動器に対しては

NPO法人の長崎ウェルネススポーツというところに委託しまして、運動の指導をしていただきます。認知機能の方は全国的にも有名な公文式を取り入れまして、簡単な計算等を行っていきます。その2つを組み合わせることにより、5カ月間で介護としましては要支援1、2や基本チェックリストに該当する方なので、また軽度の方なので、さらに悪化防止であったりとか、改善を目指すものであります。こちらに関しては、委託内容にきちんと最初と最後のそれぞれの評価というのをに入れていきますので、5カ月間のトレーニングによりどのように運動機能、認知機能が変わったかということも加味して、さらにこの事業を受けたことによって、要支援や介護にいかないで卒業していただくということを目指しております。それから人数に関しましては、5カ月間ですので令和6年度は前期と後期と2カ所想定しております。前期の方は北部地区ということで町民体育館で10名、そして後期の方はサニータウンの公民館で10名ということで実施します。初年度になりますので、今回様子を見させていただいて、また令和7度以降の受入体制や場所であったりを検討していきたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

詳しく説明いただいたので大まかには分かりました。それで前期と後期に分けて行うということで10人、10人という話なんですけど、その10人っていうのがですよ、1カ所に10人集まってもらってやるっていうのをちょっと想定した時に、ちょっと本人のプライドの問題なんか発生しないかなというような、ちょっと認知傾向がある、軽度なんだけどちゃんと自覚症状があるぐらいの軽度の方だと思うんですが、そういった方が1カ所に10人集まるという形になりますと、本人にしてみればそこに行くということに対して抵抗を持たないのかなと思って。個別にやるっていうなら分かるんですが、ちょっとその辺りどういうやり方で計画されているのか。

○委員長（金子恵委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

現在、一般介護予防事業の方で脳トレ教室というのを実施しております。そちらの方が現在6カ所で行っているんですが毎年大盛況で、次年度もたくさんの方に参加していただく予定になっております。で、町民の皆さんはとても脳の機能に対して悪化したくない、認知症になりたくないという思いがすごく強いなというのを感じております。今回公文式を取り入れることで、やはり長与町はかなり教育レベルも高いですし、公文の教室もたくさんある地区だと思います。子どもや孫が通っていた公文式ということで受け入れもしやすいんじゃないかなというふうに思っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。では24、25ページ、こちらで質疑はありま

せんか。では、26、27、28、29ページ、いいですか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（堤理志委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

27ページ、一番下段の報償費というところで、金額的には16万円ということで少ないんですが、高齢者の虐待等ケース検討会の謝礼ということで上がっておりますけれども、実際のところ、この虐待のケースってというのが地域からとか家族からとかそういうケースを基にこの検討会というのが開かれるのか、実際の実数としては長与町でどういふふうな実例があったりとか、件数的にどういふふうになっているのか状況をお知らせいただければと思います。

○委員（堤理志委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

現在対応している高齢者の虐待に関しては、大きく2つに分けて施設による虐待と個人のご家庭の虐待に分かれます。そのどちらにも福祉課と連携しながら動いている状態ですが、虐待ではないかという通報は年によって違いますが、少ない時でもやはり1例は年度内にあるか、多い時は数件上がってきます。で、虐待の通報があった時は必ず福祉課と連携しながら、確認にまず行って、その後調査に入るということになってきます。その後、調査を行った後、虐待の認定をするんですが、虐待の認定が29、30、31年度では1件ずつあります。その後が、この虐待の認定の正式な所管課は福祉課の方になっているので、一緒に調査等は行っているんですが、ちょっと認定の詳しい数っていうのは申し訳ありません、今持ち合わせていない状況です。

○委員（堤理志委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では次、30、31ページ。よろしいですか。それでは32、33ページ。よろしいですか。では34、35、36、37ページ、質疑はありませんか。
八木委員。

○委員（八木亮三委員）

36、37ページの7款1項1目予備費ですね、昨日5年度の補正でちょっと質問したところでしたが、介護保険法改正の時の法解釈の誤りでの過去の徴収ミスの方が、6年度にはなさるということだったかと思うんですが、これこの予備費で対応されるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

現在、6款1項1目の第1号被保険者保険料還付金、そこからと、あと1号被保険者の還付加算金、もし該当するようであれば、まずそこで支出させていただきまして、足りない分が発生する場合にはまた補正予算等を考えております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

昨日のご答弁だと、たしかもう人数が確定してるというようなことだったと思うんですが、人数および金額、もし今述べられるようであれば、お願いしたいです。もし、まだ不確定とかであれば概算等でもいいんですけども。それと、いわゆる返還というか、そのお返しするだけじゃなくて、逆に減額が過大だった、その還付既にしてしまったという例もあるのかですね。

○委員長（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

すみません、人数、金額等はちょっと手元に資料が、今持っていないので、すみません、分からないんですけども、返還される方ももちろんいらっしゃいますし、計算上、本来なら還付していただく形の方もいらっしゃるんですけども、還付している分というのは規則上戻していただけない形になりますので、その方には還付は求めないような形になっております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。時効とかあるかと思えますし、ではなくてもなかなか返還を求めるのは難しいと思うのでそれはいいんですが、自治体によってはこういう経緯でこういうことがありました。で、過大徴収分がこれぐらいで、逆に還付がこれぐらいみたいな、結構丁寧に説明してホームページとかに掲載している所もあるんですが、必ずやれっていうことじゃないんですけど、そういうのをやっぱり情報を町民に正確に知らせるという意味でどうですかね、そういうお考え、現状で何かお考えがあればお願いします。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

現在返還する要綱等も含めて準備をしております。その全部が準備が整いましたら、ホームページ等でおわびをさせていただけたらと思っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。この保険事業勘定の歳出全体で質疑はありませんか。それでは介護サービス事業勘定の方の歳入に入ります。44、45ページ、質疑はありませんか。よろしいでしょうか。それでは、歳出に移ります。48、49ページ、いいですか。じゃ、介護サービス事業勘定全体で、質疑はありませんか。それと、主要な施策に関する説明書の方も含めて質疑はありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

令和6年度長与町介護保険特別会計について反対の立場から討論を行います。今回からこの介護保険事業については第9次の介護保険事業計画に基づいた予算になるというふうに思います。その中で低所得者の保険料の引き下げが行われたという部分については大変評価ができると思います。しかし、私は施設入所を希望する方がなかなか入れない状況、これが今後高齢者の増加とともに、今後増加していくのではないかとというふうに考えておりますが、この計画のままですと、そこにそうした傾向が非常に懸念されます。先日頂きました第9次の介護保険事業計画によりますと、自宅で介護を受けたいと希望される方の割合が高いという結果が出ております。これは当然住み慣れた場所で過ごしていきたいというのは当然のことであろうというふうに思います。しかし、私はこの間、高齢者の方とさまざまな意見交換をした中でお伺いしたのは、そういう希望があってもなかなかそのとおりにはいかない実情をお聞きしました。例えば、いわゆる老老介護であったり、認知症が進行していく単身の高齢者をこのまま住宅に残していくわけにはいかなく、やむなく退職して親の介護に当たっていく、そういう方々がいらっしゃる。経済的、心理的、社会的な負担があるというような話をお伺いしました。町が行ったアンケートの中でも、介護を行っていく上で精神的な負担が大きいとか、自分の時間が持てない、体力的にも厳しいというような声も決して少なくありません。むしろ高い状況でありますし、働きながら介護を続けていくことができるかという設問に対しても、非常に問題はあるが何とかやっていくとか、続けていくのは難しいという意見も見受けられました。私はこの介護保険というのは、制度が始まった当初はこういう方々を救済していくための制度だということを町民に、また議会にも説明して制度が始まりました。しかし、当初から分かっていた高齢化率の上昇、この度に保険料や認定に変更が加えられてきました。施設入所型のサービスを増やせないというのは、それが被保険者の保険料の増加として住民にはね返ってくるという厳しい状況があるのだというふうに思います。介護保険制度の問題は運営上の問題というよりも、利用者が増えても国庫負担が固定化されていることが最大の要因というふうには理解しております。被保険者はサービスの低下か、もしくは利用の制限か、もしくは保険料の値上げか、こう

いう選択を余儀なくされているというふうに思います。従いまして、町の努力だけでは難しいということは私も十分認識し承知しておりますが、ぜひこの討論の中で申し上げたさまざまな住民の厳しい状況について、国あるいは県と協議の中でこういった意見を述べて、住民のこうした状況の解消に働きかけていくことを強く求めて、予算に反対いたします。

○委員長（金子恵委員）

次に、賛成討論ありませんか。

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号令和6年度長与町介護保険特別会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で11時30分まで休憩します。

（休憩 11時15分～11時29分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、議案第23号令和6年度長与町一般会計予算の審査を始めます。ただ今より企画財政部財政課より審査を行います。提案理由の説明を求めます。

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

お疲れさまです。よろしく申し上げます。議案第23号につきまして財政課所管分を説明いたします。まず令和6年度の当初予算編成につきましては、4月に町長選挙が控えておりますので既にご承知のとおり骨格予算として編成しております。一部を除きまして新規事業や政策的な事業等につきましては、今後の補正予算により肉付けをいたしますのでどうぞよろしく願いいたします。

それではまず予算書の9ページをお願いします。第3表地方債でございます。表の一番下、臨時財政対策債が財政課所管分で、限度額を2,500万円をお願いしております。国の地方財政対策における財源不足の縮小に伴いまして、前年度比5,500万円減額しております。

続きまして、予算に関する説明書により説明いたします。まず歳入でございます。説明書の8、9ページをお願いします。2款1項の地方揮発油譲与税と2項自動車重量譲与税は財政課所管分です。これらにつきましては、令和4年度の決算額と令和5年度の歳入状況を基に概算で計上しております。次の10、11ページをお願いします。3款

1項利子割交付金から、次のページ12、13ページの11款1項交通安全対策特別交付金までが所管分です。これらにつきましても、令和4年度の決算額と令和5年度の歳入状況を基に概算で計上しております。なお12、13ページの9款1項の地方特例交付金につきましては、令和6年度に実施が予定をされております定額減税の影響により減収となる町税の補填がございますので、前年度より2億400万円増額しております。またその下、10款1項1目1節普通交付税につきましては、国の令和6年度の地方財政計画と近年の決算状況も踏まえまして3億円増額しております。続きまして28、29ページをお願いします。16款1項2目利子及び配当金のうち1行目、財政調整基金運用収入と、2行目、減債基金運用収入、それから8行目、土地開発基金運用収入は所管分です。それぞれ存目計上でございます。次の30、31ページをお願いします。17款1項7目ふるさと長与応援寄附金は所管分です。令和5年度の実績見込み等を踏まえ寄附額を1億5,000万円、前年度比2,500万円の増額で見込み、財政課で一括計上しております。次の32、33ページをお願いします。18款2項1目財政調整基金繰入金は所管分です。本年度の財源調整としまして、財政調整基金と減債基金を合わせまして10億7,205万7,000円を計上しております。次に19款1項繰越金は所管分です。前年度と同額を計上しております。次の34、35ページをお願いします。20款5項3目雑入のうち、次のページ、36、37ページ、上から20行目、長崎県市町村振興協会市町村配分金が所管分です。ハロウィンジャンボ宝くじの市町村配分金でございます。38、39ページをお願いします。21款1項6目臨時財政対策債は所管分です。冒頭、予算書の地方債で説明しましたとおり2,500万円を計上しております。歳入は以上です。

続きまして歳出でございます。48、49ページをお願いします。2款1項3目財政管理費は全て財政課所管分です。2節給料から次のページ50、51ページ、4節共済費までにつきましては、職員4名分の人件費でございます。その他は前年度とほぼ同様でございますが、18節負担金、補助及び交付金の2行目、西彼中央土地開発公社事業費負担金につきましては、公社保有用地の借入金に係る利息の補填で、令和5年度に一部公社保有地の買い戻しが予定されておりますので、その分を差し引いた残りの用地に対する借入金の利息を計上しており、14万2,000円の減額でございます。54、55ページをお願いします。2款1項6目財政調整基金費は所管分です。財政調整基金と減債基金への積立金で、存目計上でございます。続きまして150、151ページをお願いします。8款5項3目公共下水道費18節、長与町下水道事業会計補助金は、財政課所管分です。予算額1億円は前年度比プラス500万円でございます。国が定めています下水道事業に対する一般会計からの繰出基準をベースとして、所管課との協議に基づき算出しております。続きまして、200、201ページをお願いします。12款1項公債費でございますが、令和4年度までの発行済分と令和5年度の新規発行見込みに係る元金および利子の償還予定額を概算計上しております。次に13款1項1目土地開

発基金費は所管分です。土地開発基金への積立金で存目計上でございます。次に14款1項予備費は所管分です。前年度と同額を計上しております。歳出は以上です。

続きまして、216ページをお願いします。地方債残高の見込みでございます。一番下の合計欄をご覧ください。左から、前々年度末の現在高は令和4年度末の現在高で130億4,201万4,000円。その右列は前年度令和5年度末の現在高見込みで131億1,378万4,000円。一番右列が令和6年度末の残高見込みで130億8,592万円でございます。

最後に、主要な施策に関する説明書につきまして一部ご説明いたします。主要な施策の1ページをお願いします。1、一般会計予算の歳入でございます。1の町税につきましては、令和6年度に実施が予定されております定額減税の影響により、前年度比およそ2億4,000万円、5.3%減少しております。6の法人事業税交付金につきましては、国の地方財政計画が微増の見込みであることと、令和4年度の決算額また令和5年度の歳入状況を基に、前年度比700万円、38.9%の増額で計上しております。9の地方特例交付金につきましては、先ほど説明いたしました定額減税の影響により減収となる町税の補填がございますので、前年度より2億400万円増額しております。10の地方交付税につきましては国の地方財政計画と近年の決算状況も踏まえて、普通交付税を3億円増額しております。20の諸収入につきましては、情報システムの標準化、共通化に伴うデジタル基盤改革支援補助金の増が大きく影響しております。次に3ページをお願いします。歳出でございます。2総務費につきましては、情報システムの標準化、共通化、また集約化などにより増額の要因があるものの、令和5年度は図書館用地の用地購入費が計上されていまして、その分が影響しまして18.7%減額しております。6農林水産費につきましては、令和5年度に実施しました、多目的研修集會施設屋根防水工事等の影響で18.8%減額しております。8土木費につきましては、土地区画整理事業特別会計繰出金の増額と公園整備事業費等増額の影響により、31.5%増額しております。10教育費につきましては、教師用教科書および指導書の購入費と、共同調理場の真空冷却機導入事業の影響により、6.3%増額しております。歳入歳出とも、詳しい事業内容につきましては各所管課にご確認いただきたいと思います。4ページから6ページにつきましては、歳出の性質別、目的別を計上しておりますので、後ほどご参照ください。続きまして38ページをお願いします。5都市計画税の充当状況でございます。都市計画税は目的税であることからその用途が限られており、用途を明確化するためにその概要をお示しするものでございます。後ほどご参照いただきたいと思います。次の39ページをお願いします。6市町村交付金が充てられる社会保障施策に要する経費でございます。消費税の改定に伴う、地方消費税交付金増額分は、社会保障施策に財源充当しなければならないことになっていることから、その概要をお示しするものでございます。こちらも後ほどご参照いただきたいと思います。最後に43、44ページをお願いします。8基金の状況でございます。上から財政調整基金、減債基金、

そして下から4行目の土地開発基金が財政課所管分です。令和6年度当初では、財政調整基金から6億7,205万7,000円、減債基金から4億円を繰り入れております。下から4行目土地開発基金につきましては、令和5年度中に土地開発基金の土地であります新図書館等複合施設建設用地の公有財産への移し替えを行っております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

ありがとうございました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

説明が終わりましたので、質疑を行います。それでは、歳入の方から入っていきたいと思います。まず、歳入8、9ページ、地方譲与税です。質疑はありませんか。戻っても構いませんので、進めていきます。10、11ページ、3款1項1目です。利子割交付金が所管です。ここから次のページ、12、13ページ、11款1項1目までが財政課の所管です。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

13ページの地方特例交付金のところでお伺いしたいんですが、ちょっと私の聞き間違いかもしれませんが、定額減税が実施されて、その分で2億4,000万円減収が見込まれるとおっしゃったと思うんですが、それに対応する特例交付金として財源的な手当てが2億400万円ですか、とおっしゃいましたよね。そうなりますと、その3,600万円ちょうどとんとんにならずに、この分は町の持ち出しになるのか。ちょっとここを確認させていただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

まずこの定額減税の補填分につきましては、全額が地方特例交付金から補填されます。先ほどの2億4,000万円と2億400万円の差ですけれども、2億4,000万円というのは町税全体で2億4,000万円の減額、要するに町税には町民税であったり、固定資産税であったり、軽自動車税であったり、町たばこ税、もろもろございますので、全体で2億4,000万円の減額。それから、その分の町民税に相当する分が2億400万円と考えていただいてもよろしいかと思っておりますけれども、実際にはここは歳入の予算の編成の関係で、若干町民税が丸々2億400万円の減ではないですので、詳しいことは税務課の方にお聞きいただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

分かりました。また後で所管で確認はするかもしれませんが、財政当局としてはきちっと財源的な手当ては見込まれるものという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

はい、おっしゃるとおりで、定額減税分の全額が補填されます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。では次、28、29ページ、財産収入、これ存目ですね。質疑はありませんか。次、30、31ページ、17款1項7目ふるさと長与応援寄附金。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

このふるさと長与応援寄附金なんですが、ちょっと歳出の方は所管が違うとは思いますが、いわゆる予算編成に関することとしてちょっともしお答えいただければと思うんですが、ふるさと長与応援寄附金の歳入見込みが1億5,000万円となると、返礼品はこの3割以内っていうことで4,500万円で、実際にそのぴったりの数字で歳出の方で返礼品費としてあるんですけども、たしかその他の返礼品含む経費全体で、この歳入の5割までという規定があると思うんですが、歳出の方の他のふるさと納税業務委託料とか納税サイト利用料、あと多分通信運搬費、全額かちょっと分からないんですが、町税費の税務総務費の通信運搬費、これ足すと9,200万円ぐらいになるんですよね。仮に通信運搬費をちょっと抜いても、7,685万円でぎりぎり5割を超える。予算っていうのは当然足りなくなったら困る、多めに計上するのは理解できるんですが、ただ国のルールとして5割っていうのがある以上は、全部含めても5割以内に収めるべきじゃないのかなと思うんですが。あくまでこれは予算であって、最終的に5割になればいいという考えなのか。ちょっと編成の際に何かそういうやりとりはなかったのか、何かあれば伺いたいんですけども。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

この歳入歳出予算につきましてはもちろん所管課であります産業振興課とお話をさせていただいて決めるんですけども、まず歳入の方につきましては、まず歳入欠陥が出ないように、もちろん厳しく固く組まれるものでございます。おっしゃるとおり返礼品と事務費の方で5割以内となっておりますので、最終的にその金額どおりの歳入歳出であれば問題ないと理解しております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では次進みます。32、33ページ、財政調整基金、この辺り1目それと繰越金、ここが所管になってます。よろしいでしょうか。それでは、戻っても構いませんので、次進めます。36、37ページ、5項雑入、真ん中辺りハロウィンジャンボ分です。735万2,000円、これが所管です。それでは次のページ、38、39ページ、下段の臨時財政対策債、こちらが所管になってます。質疑はありませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

臨時財政対策債が前年度と比較して減になっている点でちょっと説明があったと思うんですが、もう1回、ちょっと分からなかったのをお願いしてよろしいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

この臨時財政対策債でございますけれども、令和5年度の国の地方財政計画では前年度比マイナス54.3%という見込みになっております。従いまして、それに基づきまして国の見込みよりも若干固めではございますけれども、前年度より減額となっております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと制度が非常に私も十分分かっていないんですが、それによって町の財政上に何か影響を及ぼすことはないのか。その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

まず制度的なものですけれども、国が通常地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、その穴埋めとして地方公共団体自らが地方債を発行させる制度になっております。国の方が今回財源不足が縮小された、要するに地方税等と消費税等々が国の方が若干歳入に余裕ができたということで、今回令和6年度の地方財政計画では前年度よりマイナス54.3%と減額となっております。この分の財政に与える影響でございますけれども、地方交付税と同じような取り扱いになりますので、市町村の財政影響はないと考えてよろしいかと思えます。

○委員長（金子恵委員）

それでは、歳出の方に移ります。48、49ページ、これは下段から次のページの中段までですね。18節の負担金までが財政課です。では次、54、55ページ。これは下段の方です。一応存目になってます。財政調整基金と減債基金ですね。ないようで

したら150、151ページ、これは中段の長与町下水道事業会計補助金、ここが財政課所管です。質疑はありませんか。よろしいですか。では次、200、201ページ、下段です。土地開発基金の存目と予備費、こちらが財政課所管です。質疑はありませんか。よろしいですか。それでは、歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

全体的なことなんですけれども、今回骨格予算ですが、5年度の予算と比べても2.2%多いという状況ですが、今の時点でももちろん選挙が終わってみないと分からない部分もあると思うんですが、肉付け予算に当たるといえるか、幾らぐらいまで余裕があると変ですけども、これぐらいは使えるってのは当然、財源等も踏まえて想定してあるのかなと思うんですが、もし今の時点で、言ってみれば肉付け予算をプラスして初めて6年度の当初予算と言えるのかなと思うんですが、幾らぐらいを想定されてるっていうのはありますでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

想定というのはなかなか難しいと思うんですけども、今回肉付け予算をするに当たりまして、6月補正以降のまず各課からの要求額はおよそ10億円前後だと思っております。その分も踏まえまして、今回当初予算での財政調整基金を例年より少なめに取り崩しを行う予定にしておりますから、あくまでも今お話ししました要求額でございまして、今後交付税等々の歳入状況によって、どこまで予算配分できるかというのを考えていくことになると思っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。それでは主要な施策に関する説明書の方もですね、ちょっと関係ない部分もあります。所管ではない部分もありましたけれども、町税の状況ですとか説明いただきました。そちらもいいですかね。

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、財政課の審査を終了いたします。皆さまお疲れさまでした。ありがとうございました。

場内の時計で、13時20分まで休憩します。

（休憩 12時00分～13時18分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、議案第23号の政策企画課の審査に入りたいと思います。本案について提案理由の説明を求めます。

中村課長。

○政策企画課長（中村元則君）

改めまして、こんにちは。政策企画課所管分となります。どうぞよろしくお願ひします。まず、令和6年度一般会計予算書からご説明いたします。予算書の8ページをお願ひいたします。第2表債務負担行為でございます。1つ目の長与町第11次総合計画策定業務委託でございます。令和6年度から令和7年度にかけまして、現在の基本構想に基づく後期基本計画でございます長与町第11次総合計画の策定に着手してまいります。次に9ページをお願ひいたします。第3表地方債です。一番上の複合施設整備事業、限度額7,200万円が政策企画課所管分となっております。新図書館等複合施設の整備に係る経費に充当するものでございます。

続きまして、予算に関する説明書をお願ひいたします。説明書の18、19ページをお願ひいたします。歳入でございます。14款2項1目総務費国庫補助金2節デジタル田園都市国家構想交付金の地方創生交付金194万9,000円は、各所管課が実施いたします地方創生に関する事業に充当するものでございます。続きまして、22、23ページをお願ひいたします。15款2項1目総務費県補助金1節総務管理費補助金、1行目の土地利用規制等対策費交付金は、一定規模以上の土地取引について、土地の利用目的などに関して土地の所在する町へ届け出が必要で、届け出の件数などに応じて交付金が支給されるものです。それから3行目の地方創生移住支援事業補助金は、東京圏からの移住者を対象とした支援金に充当するもので、450万円を計上しております。次の地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金は、町内企業を対象とした産業振興課が実施いたします補助金に充当するもので、200万円を計上しております。次の26、27ページをお願ひいたします。15款3項1目総務費委託金5節統計調査費委託金が所管分となります。令和6年度は、4行目の農林業センサス、5行目の全国家計構造調査などが実施されます。その他令和7年度に実施いたします国勢調査の準備や、毎年度実施される調査等に係る委託金となります。28、29ページをお願ひいたします。16款1項2目利子及び配当金1節利子及び配当金、こちらは下から4行目、国際交流基金運用収入は1,000円の存目計上です。30、31ページをお願ひいたします。16款2項1目不動産売払収入1節不動産売払収入のうち1,000円が政策企画課分で、町産材の伐採に伴う売り払いを予定しております。32、33ページをお願ひいたします。18款2項2目国際交流基金繰入金1節国際交流基金繰入金は、長与町国際交流協会への補助金の財源となるものです。36、37ページをお願ひいたします。20款5項3目雑入1節雑入の上から6行目、長崎縣市町村振興協会国際交流支援事業補助金、こちらは141万2,000円のうち125万6,000円が政策企画課所管分でございます。長与町国際交流協会への補助金の財源として、事業費の5分の4が措置されるものとなります。続きまして、38、39ページをお願ひいたします。21款1項1目総務債1節総務管理事業債、複合施設整備事業充当起債は7,200万円を予定しております。

続きまして、歳出に移ります。56、57ページをお願ひいたします。2款1項8目

企画費でございます。こちらには、企画費の他、結婚事業、公共交通、土地利用、男女共同参画、国際交流、地方創生、移住定住など、多岐にわたる必要な経費の予算を計上しております。まず、1節報酬は総合開発審議会委員報酬など各種審議会委員の報酬のほか、育児休業代替職員の報酬を計上しております。58、59ページをお願いいたします。2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、部長以下職員11名および代替職員の人件費となります。7節報償費はデートDV防止事業の講師謝礼、8節旅費、10節需用費は、各事業に関する会議などの旅費、消耗品を計上しております。11節役務費の通信運搬費は、町民アンケートの郵送料を計上しております。12節委託料の一番上、総合計画策定業務委託料は、次期第11次総合計画の策定に当たり当町の現状や課題、将来に向けた取り組みを検討するため、国や他自治体における実例や政策形成に関する高い専門知識を有し、計画策定を円滑に支援できる事業者業務を委託するものとなります。次の公共施設劣化状況調査業務委託料、こちらは長与町公共施設個別施設計画の見直しに当たり、計画対象施設について既存の保守点検結果や現地調査の成果を踏まえて各施設の劣化状況を把握し、改修工事の優先度、それから優先度の検討や工事費の試算などを行うものとなります。次の企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託料は、本町が行う地方創生事業の充実強化を図るため、企業版ふるさと納税による寄付の見込みがある企業への働きかけを行い、寄付の獲得を目指す業務を委託するものでございます。次の13節使用料及び賃借料は、会議などの出席に係る有料道路等使用料、移住相談で利用する用具等の借上料を計上しております。18節負担金、補助及び交付金は、主要なもののみご説明いたします。まず1行目、長与町国際交流協会補助金、こちら157万円は昨年と同額でございます。下から2行目、ながさき移住サポートセンター運営費負担金30万円は、県と市町で長崎移住サポートセンターの共同運営を行うもので、その負担金となります。次の地方創生移住支援事業補助金600万円は、東京圏からの移住促進と地方の担い手不足対策に係る国の地方創生に関する補助メニューを活用するものでございます。県が運営する求人情報サイトを通じて企業などに就業した場合などに、町が移住に要する費用として最大100万円、18歳未満の子どもを帯同する場合は1人当たり100万円を加算し支援するものとなります。60、61ページをお願いいたします。1行目、長与町子育て世帯移住支援補助金210万円は、中学生以下の子どもがいる世帯の県外から町内への移住で、県内企業に就職または創業した場合、1世帯当たり35万円を支給し、移住を支援するものでございます。次の長崎県お見合いシステム登録料補助金15万円は、会員登録料2年間で1万円のところ初回登録に限り全額補助するものでございます。次の24節積立金、国際交流基金積立金は1,000円の存目計上でございます。68、69ページをお願いいたします。2款1項13目図書館・健康センター複合施設整備費は、施設の整備に向け、施設の設計委託料、専門員の人件費の他、必要な経費を計上するものでございます。1節報酬、3節職員手当等、4節共済費は公共施設等整備専門員に係る人件費、7節報償費はイベント時の謝礼や複合施設

の愛称募集に係る記念品などを計上しております。8節旅費、10節需用費は会議などの旅費、消耗品費などを計上。11節役務費の自動車保険料は、啓発イベント時の車両保険で地震体験車などを現在のところ想定しております。12節委託料の設計委託料は、令和5年度から6年度にかけて実施している設計業務について、委託料全体の70%を令和6年度に支払うものでございます。次の草刈業務委託料は、複合施設建設地の草刈業務委託料です。次の商標登録業務委託料は、複合施設の愛称募集を行う予定ですが、その商標登録に係る費用となります。次の立木伐採搬出業務委託料は、町産材の伐採搬出に係る委託料となります。13節材料及び賃借料は、視察などに係る有料道路通行料を計上。18節負担金、補助及び交付金の各種講習会等負担金は、職員の研修費用となります。80、81ページをお願いいたします。2款5項1目統計調査総務費は、統計総務および統計調査員確保に要する経費でございます。82、83ページをお願いいたします。2目基幹統計調査費は、毎年度実施されます各種基本調査の他、令和6年度は農林業センサスなどが実施されますので、統計指導員、調査員報酬の他、旅費や需用費など必要な経費を計上しております。なお、こちらの基幹統計調査に係る経費は、職員の人件費を除いて全てが委託金として措置されるものでございます。続きまして、224、225ページをお願いいたします。債務負担行為に関する調書についてご説明いたします。上から5番目、複合施設設計業務委託料が政策企画課所管分でございます。歳出でご説明申し上げたとおり複合施設の設計業務について、令和5年度から6年度の2カ年にわたって業務を実施するため、債務負担行為を計上しております。予算に関する説明は以上となります。

この他、主要な施策に関する説明書におきましては、政策企画課分といたしまして、9から10ページに主な事業、24ページに特別職・非常勤職員報酬一覧、29ページに補助金・負担金一覧、43、44ページに基金の状況を掲載しております。併せてご参照ください。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。歳入の方からです。18、19ページ、これは下段の地方創生交付金です。質疑はありませんか。いいですか。では22、23ページ、総務費県補助金、ここに所管分が入っております。戻っても構いませんので進めます。次が26、27ページ、中段より下の統計調査の分です。いいですか。それでは28、29ページ、利子及び配当金の下から4段目です。次の30、31ページ。戻ってもいいので、質疑のある方はお知らせください。30、31ページ、不動産売払収入のうちの1,000円が存目で上がってます。それでは32、33ページ、国際交流基金繰入金が所管です。よろしいですか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

すみません、ちょっと戻りますけども22、23ページの15款2項1目、地域産業

雇用創出チャレンジ支援事業補助金、これたしか今年度の補正で全額減額して、利用がなかったということなので当然また予算として事業を行う以上は、その利用をしていたために何かしら工夫が要ると思うんですけど、去年まだ始まったばかりっていうのもあると思うんですけど、何か利用がなかった要因とか、今後どうしたら使ってもらうために何かしら手だてというか考えがあるのか、お聞かせいただければ。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

ご指摘の歳入につきましては産業振興課所管分となります。ご意見につきましては、まち・ひと・しごとでも頂いておりますので、この点については所管とも協議を行っております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

今のところの上の地方創生移住支援事業補助金450万円、東京圏からの移住、これも限定的に東京圏からということでしょうか。他にはないですね。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

こちらの支援金につきましては、東京圏、東京、埼玉、千葉、神奈川は一部地域を除きますけれども、こちらからの移住者ということになっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。では雑入の方に入ります。36、37ページ、上から6段目、国際交流支援事業補助金のうちの125万6,000円が政策企画課の分です。質疑はありませんか。それでは次のページ38、39ページ、一番上の起債の分です。それでは歳入全般で質疑はありませんか。それでは歳出に入ります。56、57ページ、8目企画費、60、61ページまでこの企画費が続きますけど、ここで質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

58、59ページの2款1項8目12節委託料、ちょっと伺いますが、まずここに5年度婚活イベント業務委託料がありましたけど、これがないのは骨格予算だからって言うことですかね。別に事業をもう6年度やめるとかそういうことじゃないのか、ちょっと説明をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

木戸課長補佐。

○課長補佐（木戸武志君）

令和5年度までは本町独自の婚活イベントの他、長崎県と近隣自治体と連携した婚活イベントを実施しておりました。令和6年度は効果的に結婚支援事業を行うため、県および近隣自治体と連携した婚活イベントと、本町が実施している長崎県お見合いシステム登録料補助金交付の支援に整理させていただいております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

お見合いシステムの何か登録料補助金と次のページの上にありますけど、今のご説明だともう婚活イベントでの予算はもうこれ以上は特には今後もないということですか。

○委員長（金子恵委員）

中村課長。

○政策企画課長（中村元則君）

近年の人口減少対策を踏まえまして、婚活事業ですね、婚活イベントの方を開催して種まき作業というんですか、そういう形で実施していたんですけども、やはり即効性がないってところもありますので、6年度は新たな事業の構築をしていたところなんですけど、ちょっと骨格予算ということで計上できなくて、この6月の方で計上させていただこうと考えております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

あと、同じ項目で別の企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託料がこれ5年度だと290万円というのが結構減っていますけど、何かしら理由があるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

企業版ふるさと納税マッチング支援業務につきましては、昨年度が初めて発注する年になりまして、具体的にどれだけ寄付が集まるのかっていうのがちょっと想定も難しい状況でしたので、多めにちょっと予算の方を確保してたんですけども、来年度につきましては今年一年事業を実施した結果を踏まえて、一定このくらいの金額でやれるのではないかとこのところで計上しております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

こちらも分かりました。最後に同じ項目で、公共施設劣化状況調査業務委託料、内容はさっき詳しく説明させていただいたんですけど、これは委託は入札ですかね、

一応それだけ。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

はい、指名競争入札を予定しております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今の同僚委員の最後の部分と同じ項目になるんですが、個別施設の計画の見直しという
ことでおっしゃいましたけれども、もともとあった個別施設計画をまた見直すという
ことで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

個別施設計画につきましては、計画期間を10年間と定めて計画の進捗を行って
おりますけれども、計画自体が10年間の中間年に当たる、おおむね5年に1回程度で見直
しを行うということを定めておりますので、そうしたスケジュールに従って今回見直し
を行うものです。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

1回目に調査をした時に大まかにそれぞれの施設の劣化状況というのがあらかた分か
っていたと思うんですね。それをあえてまた5年で再度見直しをする。しかもその金
額が少ない金額じゃないもんですから、最初の計画は何だったのかなという気もするし、
優先度についても当然当初の計画でここは先にしないとイケないよねというのはあらか
た出たと思うのが、またかなりの約2,000万円近くかけてまたやるというのが必要
なのかなという疑問を持つんですがいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

ご指摘のとおりやはりある程度の金額をかけてという委託にはなりますけれども、や
はり建物、どうしても町も毎年建物の修繕点検等も行っておりますけれども、なかなか
こういった修繕点検履歴っていうのを専門的な視点で取りまとめて評価するというところ
が結構難しい実情がございますので、この辺りにつきましては一定専門家の目も入れ
ながら、やはり建物の劣化というようなのは状況進んでいきますので、前回は平成29

年の調査になっております。もう7年ほど前にはなります。この辺りどうしてもある程度の期間を置いて、その時、その時、経過を見ていくといった辺りもちょっと必要になりますので、計画策定には一定必要になると考えております。

○委員長（金子恵委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

私も同じとこなんですけども、先ほど指名入札ということで1社、1社ですかね、指名入札というのは。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

複数の会社に対してということになります。1社ではございません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今の1個上の役務費ですね。先ほど町民アンケートとおっしゃったかと思うんですが、これはどういうものでしょうか。もう少し内容をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

こちらの役務費の町民アンケートにつきましては、歳出でもご説明いたしました第11次総合計画の策定に向けて必要となるおおむね5年1回実施してるんですけども、町民意識調査の費用になります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。次に進みます。68、69ページ、13目ですね、図書館の施設設備費。

藤田委員。

○委員（藤田明美委員）

13目12節委託料の商標登録業務委託料に関してなんですけれども、私も数年前に商標登録を取ったことがあるんですか、この時にこんなにかかったかなあという記憶があって、ちょっと聞き逃したので、何に対する商標登録かということと、個人とまた計算の仕方が違うのか、私はこんなにかからなかった記憶があるんですけども、これは幾つか商標登録を取る予定なのでこの金額になっているのか。

○委員長（金子恵委員）

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

商標登録につきましては、今回複合施設の愛称募集を行うということでその登録を考えておるんですけども、他団体が既に登録しているような名称を使用した場合に権利関係のトラブルになるという可能性もありますので、弁理士に委託して調査登録を行うということにしておるんですけども。今回登録を考えているのが、分類として41類、43類という2項目の登録を考えておりますので、その2件に関する委託料ということになります。

○委員長（金子恵委員）

藤田委員。

○委員（藤田明美委員）

その調査料も含めてこの金額になっているということによろしいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

調査業務から出願登録までを含んだ金額ということになります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

12節委託料の立木伐採搬出業務委託料、これの内容を教えてください。

○委員長（金子恵委員）

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

これにつきましては、今回複合施設の整備事業に長与町産の木材を活用したいというふうに考えております。この方法といたしましては、岡郷に活用できそうな町有林がございまして、こちらが構造材に使うほどの量とか質ではないんですけども、主に備品として机とか書棚の側板とかといった所に活用して、利用者の目に触れやすい場所に使うことで町産材のPRという効果も狙って、そういった活用をしたいというふうに考えております。その切り出した木材を県央木材協同組合の方に運びまして、そちらで乾燥とか製材を行って、最終的に使える木材を作るという過程で、この切り出しと運搬に係る費用を今回計上しております。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

ということは、その材木を使う、乾燥までかけてからするって、私が聞いた範囲では長崎の材木は非常に水分が多くて乾燥に時間がかかると聞いたので。町内の材木を使う

という発想は評価いたしますが、できればもう、町内材っていうのはいかがなものかな、できれば別の方向でちょっと活用を考えた方がいいんじゃないかなと思うんですけども。何せ乾燥に時間がかかるということでした。それをそのまま使用するっていうのはどうなのかなあと思いますけどね。ご答弁をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

こちらにつきましては、県央木材協同組合の方とも相談して検討しているところですが、乾燥に約1年程度期間が必要になりますので、まずは切り出して運搬した後、そこで1年程度乾燥と保管というのをさせていただくと。その後に、その出来上がった木材を買い取って活用するということになります。その木材の質ですけれども、今回町有林として想定している量というのがもともとそれほど多くはありませんので、建物の建築そのものに使うということはあまり現実的ではないので、実際使える部分としては一部の机であったりとか、カウンターの机であったりとか、そういう目に入るような部分に使うということになりますので、水分量等の、水分が多ければそれだけ堅さがないということで構造材に向かなかつたりという部分はあるんですけども、今回それほど強度が必要なものではない部分に使うというふうに考えておりますので、町産材でも備品等は作れるのかなというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

そうですね。いわゆる躯体の部分に使うっていうのは長崎の建築業界ではタブー視されています。それはやめたほうがいいと思いますし、ただ、町にもこういうふうな材木を使えることがあるんだよというアピールの部分で、今おっしゃられた棚とか机とかそういう部分で使うのには支障がないのかなというふうに考えております。分かりました。理解いたします。今の続きですけども、できるだけそういうふうな形で、構造に使わないような使い方というか、をしていただきたいと思います。再度、答弁を頂きたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

中村課長。

○政策企画課長（中村元則君）

今回、子どもの遊び場のスペースとかもありますので、破材を積木に使ったり、いろんな所で町内の子どもの手に触れるような形で活用したいと考えています。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じ部分でお伺いしたいんですが、今のご説明ですと構造材としてではないということでもあります。で、分かっているのが岡郷と地域も特定されて、それで今の話ですと何らかの意匠っていいですかね、例えば木目がきれいなものなのか、何かそういうピンポイントでこの木、材質というか樹種ですね、その辺りももうあらかじめ何か考えているものがあるのか、分かる範囲で教えていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

今、想定しておりますのが、その岡郷の町有林のスギとヒノキを合わせて約30本程度を考えておまして、ただこちらの方については実際に切り出して、木材の形にしてみないと、どういった木目であったりとか、どういった用途に使えるのかというのが正確には分からない部分もありまして、実際やっていく中で、並行して具体的な使い道も決めていきたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

同じ図書館健康センター複合施設整備費の公共施設等整備専門員っていうのを、もう少し詳しく人数とか内容を教えていただいてもいいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

公共施設等整備専門員ですけれども、現在1名専門員に来ていただいております、その方が今回3月で退職するという予定になっております。で、引き続きこの専門員については活躍していただきたいというのがありますので、新しい方を1名雇い入れるということは今考えております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

すみません、ちょっと私が勉強不足で存じ上げなかったもので、今いらっしゃる1名っていうのは今回の図書館のために雇い入れされた方なのか、もともといらっしゃる役職なんですかね。

○委員長（金子恵委員）

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

今回の新図書館等複合施設の整備のために令和4年度からこの役職として来ていただいております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そしたら、まず具体的な役割といたしましょうか、どういう方なのか、どういうことをされているのか。それから4年度からいらして2年で今の方がやめられる理由ってというのは何かあるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

私たちが事務職が多くて、設計の部分というのはなかなか難しいところでございまして、そこの設計の部分、費用の積算の部分を担っていただいていたという方になります。4月以降はできれば建築士の方をとということで、専門の職の方を、資格を持った方をとということで今当たっているところです。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと私もよく知らなかったんですが、これはそういう特別職になるんで、条例上規定されていなかったっけ、こういう公共施設等専門員というのが。

○委員長（金子恵委員）

村田部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

この方は特別職ではありませんで会計年度任用職員になります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。次進みます。それでは次が、80、81ページ、統計調査ですね、次のページの中段まで、ここが所管になっています。いいですか。それでは次、224、225ページ、地方債の分です。それから、主要な施策に関する説明書の9、10ページ、こちらも政策企画課になっています。歳入歳出全てを含めて、全体的に質疑はありませんか。よろしいですか。

それではこれで質疑を終わります。

以上で、政策企画課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

場内の時計で14時15分まで休憩します。

(休憩 14時03分～14時13分)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、税務課および収納推進課の審査を行います。まず税務課の方から提案理由の説明を求めます。

和田課長。

○税務課長（和田弘君）

皆さまこんにちは。よろしくお願ひいたします。令和6年度一般会計予算、税務課所管分の歳入歳出についてご説明いたします。主要な施策に関する説明書の2ページをお開きください。見出し、町税の状況でございます。町税の本年度予算額合計は43億4,597万9,000円、前年度比2億4,170万4,000円の減、率にして5.3%減でございます。うち、現年課税分は43億3,664万9,000円、前年度比2億4,028万1,000円の減、率にして5.2%の減。滞納繰越分は933万円、前年度比142万3,000円の減、率にして13.2%の減でございます。

続いて、予算に関する説明書に入りますが、町税の税目別の内訳について現年度課税分は私の方から、滞納繰越分について収納推進課長より説明いたしますので、よろしくお願ひします。それでは、予算に関する説明書の6、7ページをお開きください。1款1項1目1節の個人住民税の現年課税分につきましては、過去の実績を基本として令和6年度は定額減税が行われることから20億200万円、前年度比2億1,500万円の減額に計上いたしております。1款1項2目1節法人町民税の現年課税分は1億200万円、前年度比700万円の減額計上いたしております。内訳としましては、物価高等の影響を考慮して均等割は100万円の減額、法人税割は600万円の減額計上としております。1款2項1目1節固定資産税の現年課税分ですが、固定資産は令和6年度評価替えの年に当たるため、全ての固定資産の価格を見直すことになりました。この評価替えに伴い、調定額は15億7,100万円、前年度比1,300万円の減額計上をいたしております。内訳としましては、土地については900万円の増額、家屋については1,600万円の減額、償却資産については600万円の減額計上をしております。1款2項2目国庫資産等所在市町村交付金は414万9,000円、前年度比4万5,000円増額計上としております。1款3項1目1節、環境性能割の現年課税分は、過去の実績をベースとして積算を行い350万円、前年度比320万円の減額計上としております。1款3項2目1節、種別割の現年課税分は、過去の実績をベースとして積算を行い1億1,500万円、前年度比100万円の増額計上としております。次に8、9ページをお開きください。1款4項1目1節の町たばこ税の現年課税分は、他の物価高の影響と健康のための買い控えを想定し2億3,000万円、前年度比200万円の減額計上としております。1款5項1目1節、特別土地保有税滞納繰越分は存目計上でございます。

1款6項1目1節、都市計画税の現年課税分は固定資産と同じ理由によりますが、評価替えに伴う調定額は3億900万円、前年度比100万円の減額計上としております。内訳としましては、土地については300万円の増額、家屋については400万円の減額計上としております。1款入湯税につきましては、廃項としております。次に、16、17ページをお開きください。下段の13款2項1目総務手数料2節税務関係証明手数料は174万2,000円を計上しております。同じく3節督促手数料は68万円のうち60万円が税務課所管分で、前年度と同額計上でございます。同じく5節地籍手数料は22万円、前年度より2万円増額計上でございます。次に26、27ページをお開きください。中段の15款3項1目総務費委託金2節徴収費委託金は、前年度と同額の6,000万円を計上しております。これにつきましては、納税義務者数を2万人と見込んでおり、1人当たり3,000円を乗じた金額でございます。次に32、33ページをお開きください。20款1項1目1節延滞金は、259万円のうち9万円が税務課所管分でございます。2節過料は存目計上でございます。

続きまして、歳出でございます。70、71ページをお開きください。2款2項1目税務総務費ですが、2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、税務課職員、収納推進課職員分の人件費でございます。人件費以外の節における税務課所管分は、9,373万9,000円のうち68万7,000円でございます。7節報償費の中の記念品代については税務課所管分になりますが、租税教育優秀作品者への記念品代でございます。次に、72、73ページをお開きください。8節旅費11万1,000円のうち、税務課所管分は8万3,000円でございます。普通旅費として2万2,000円、評価実務研修会等職員の研修旅費として6万1,000円を計上しております。10節需用費77万8,000円のうち、税務課所管分は50万4,000円でございます。図書購入、追録代として消耗品49万6,000円、食糧費として8,000円を計上しております。18節負担金、補助及び交付金8万5,000円のうち、税務課所管分は8万4,000円でございます。各種講習会等負担金として2万円、長崎地区税務連絡協議会負担金として4,000円、資産評価システム研究センター負担金として6万円を計上しております。次に本ページから75ページにかけての2目賦課徴収費4,528万4,000円のうち、税務課所管分4,111万円を計上しております。1節報酬729万9,000円のうち、土地家屋異動整理など一般事務補助パート報酬費として529万8,000円。3節職員手当等129万1,000円のうち、住民税窓口受付、賦課資料整理業務など会計年度任用職員期末手当29万4,000円、住民税窓口受付、課税資料整理業務など、会計年度任用職員勤勉手当24万6,000円を計上。4節共済費113万5,000円のうち、会計年度任用職員社会保険料として64万6,000円を計上。8節旅費、27万4,000円のうち、税務署と協議のための普通旅費として2万円、土地家屋移動整理業務など会計年度任用職員通勤手当9万5,000円を計上。10節需用費331万7,000円のうち、消耗品43万6,000円、住民税、固定資産税納税通知書関係の印刷製本費

として274万2,000円を計上。11節役務費467万8,000円のうち、口座振替手数料47万5,000円、コンビニ等収納手数料256万円、通信運搬費2万5,000円、手数料5,000円、軽自動車検査情報料14万8,000円、共同収納手数料93万6,000円が税務課所管分でございます。次に、74、75ページをお開きください。12節委託料1,219万5,000円全てが税務課所管分でございます。主なものとしては、住民税データパンチ委託料、下落修正に伴う固定資産（土地）評価業務委託料、納付書処理業務委託料でございます。13節使用料及び賃借料170万4,000円のうち、複写機借上料2万5,000円、電算機器借上料6万2,000円、地方税共通納税システムサービス利用料161万1,000円を計上いたしております。18節負担金、補助及び交付金324万6,000円、全てが税務課所管分でございます。軽自動車課税資料負担金56万3,000円、地方税共同機構負担金224万8,000円、軽自動車税（環境性能割）徴収取扱費交付金として43万5,000円を計上しております。22節償還金、利子及び割引料1,014万5,000円のうち、還付金1,000万円、個人県民税徴収取扱費返納金4万5,000円が税務課所管分でございます。次に134、135ページをお開きください。下段の6款1項5目農地費96万8,000円を計上しております。8節旅費3,000円、10節需用費2万円、次の136、137ページをお開きください。12節委託料94万5,000円として、修正地区再測量、地籍測量図作成に係る地籍測量委託料40万円、地籍図データ異動更新業務に係る地籍情報化委託料54万5,000円を計上しております。以上が、税務課所管分の当初予算でございます。

○委員長（金子恵委員）

引き続き、収納推進課の提案理由の説明を。

小川課長。

○収納推進課長（小川貴弘君）

皆さまこんにちは。続きまして、収納推進課所管分について歳入からご説明いたします。歳入総額は、対前年度比19万4,000円減額の1,190万9,000円を計上いたしております。それでは各税の滞納繰越分についてご説明いたします。予算に関する説明書の6、7ページをお開きください。1款1項1目2節、個人町民税滞納繰越分は対前年度比28万円減額の577万5,000円を計上いたしております。1款1項2目2節、法人町民税滞納繰越分は対前年度比6万4,000円減額の7万7,000円を計上いたしております。1款2項1目2節、固定資産税滞納繰越分は対前年度比101万円減額の289万2,000円を計上いたしております。1款3項2目2節、軽自動車税滞納繰越分は対前年度比3万6,000円減額の5万4,000円を計上いたしております。8、9ページをお願いします。1款6項1目2節、都市計画税滞納繰越分は対前年度比3万3,000円減額の53万1,000円を計上いたしております。滞納繰越分の歳入予算につきましては、いずれも繰越額が減少したため減額計上となっております。

16、17ページをお開きください。13款2項1目3節督促手数料のうち、滞納繰越分としては8万円を計上いたしております。32、33ページをお開きください。20款1項1目1節延滞金のうち、滞納繰越分としては250万円を計上いたしております。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。72、73ページをお開きください。2款2項2目賦課徴収費のうち、収納推進課所管分の合計は対前年度比145万4,000円減額の417万4,000円を計上いたしております。1節報酬729万9,000円のうち収納推進課所管分といたしましては、収納推進専門員1名の年間報酬200万1,000円を計上いたしております。同じく収納推進専門員に係る費用といたしましては、3節職員手当等129万1,000円のうち期末手当に係る40万9,000円および勤勉手当に係る34万2,000円を、4節共済費113万5,000円のうち社会保険料に係る48万9,000円を、8節旅費27万4,000円のうち通勤手当に係る13万9,000円を計上いたしております。11節役務費の次ページ、74、75ページの上段にある預貯金等照会システム利用料34万4,000円は、自治体DXならびにデジタルガバメント実行計画に沿って開発されたシステムの年間利用料でございます。システムの概要といたしましては、安全性の高いLIGWAN回線や銀行の資金管理回線を介し、預貯金調査における照会から回答までの業務をオンラインで可能とするペーパーレスや郵便料金の縮減、業務の効率化に資するシステムでございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（金子恵委員）

税務課と収納推進課の説明が終わりました。これより質疑を行います。課ごとではなく、質疑はもう一括で構いませんので、歳入の方から入っていきたいと思います。6、7ページ、ここから始めたいと思います。質疑はありませんか。8、9ページ、質疑はありませんか。それでは、次が16、17ページ、下段の分です。よろしいでしょうか。それでは、26、27ページ、これが中段辺りの個人県民税、ここが税務課の所管になっています。よろしいでしょうか。それでは32、33ページ、諸収入です。20款です。戻っても構いませんので、進めていきます。歳出の方に移ります。70、71ページ、税務総務費、質疑はありませんか。よろしいですか。戻っても構いませんので、次進みます。72、73、74、75ページの中段までです。この辺りで、質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

74、75ページの2款2項2目13節使用料及び賃借料、こちらが令和5年度とか4年度にあった地方税電子申告システム利用料とか、360万円ぐらいですかね、結構大きな項目がなくなっていて、この13節自体も前年で780万円ぐらいが大分下がっていますけど、この理由っていうか、このなくなった項目とかの説明と併せて、この減額理由を教えてもらっていいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

森山係長。

○係長（森山哲平君）

そちらの移動した分につきましては、情報関係のシステム関係のものとして情報管理課の方に予算の異動が行われています。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

八木委員の今の質疑に対する答弁は後ほどということで、質疑を進めたいと思います。

74、75ページ中段辺りまでで、質疑はありませんか。それでは次、134、135ページ、一番下、農地費です。ここが税務課所管です。で、次の136、137ページの上段までです。これは委託料、ここまでが所管です。ここで質疑はありませんか。よろしいですか。歳入歳出いずれでも結構です。全体的に質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

全体的にというか、税のことっていう捉え方でお伺いしたいんですが、今年度が、ページでいえば7ページですね、歳入の町税。説明の中で定額減税が令和6年度あるということで、私もよくちょっと内容を理解してないんですが、所得税と住民税で4万円で、多分この中で言えば町民税が住民税の一つに当たるのかなと思うんですが、例えば住民の側から見た時に、これどういう対応、例えば何らかの申請とか確認とかが発生するのか、もう自動的に減税が行われるのか。あと、職員の方々に特段事務の負担とか、時間外が発生したりとか、特に事務負担等が発生するのかとか、その辺り分かれば教えていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

森山係長。

○係長（森山哲平君）

私の方でもちょっとまだ完全に理解しきってないところあるんですが、町民税については賦課課税方式ですので、住民の皆さま側で何かしていただくということではなくて、こちら側で計算をしまして通知するという形になります。事務負担につきましては、ちょっとまだそれも見えてないところではありますが、内容的な精査とか、通知書に載せる文面をちょっと検討したりとか、そういった面で発生はしますが、税の通知については過度な負担は出ないように考えてはおります。ただまだちょっと未定となっている調整給付とか、はざまの給付とかいろんな形で税務課所管でない部分も含めて、負担は出てくる可能性はあると考えております。

○委員長（金子恵委員）

村田部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

住民税の定額減税が最高1万円というところなんですけれども、例えば1万円に満たない方には別途調整給付というのが行われます。税務課の所管の部分については、引いた分までで仕事を終わりますけれども、その残りの差額の調整給付についてはかなりの事務量が発生するというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

残務が出るということで理解します。それと確認なんですけど、今報道とかでされてるのは6月ぐらいにそれが実施されるということでされてるようですが、本町もやっぱりその6月頃をめどにそういう対応をするということになるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

森山係長。

○係長（森山哲平君）

現状まだ未決定なところは多いんですが、6月ぐらいから動き出すってということにはなるんですが、発送等含めて7月下旬から8月上旬ぐらいに今検討が進んでいるところです。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

他に質疑はありませんか。よろしいですか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

先ほどの八木委員の質疑に対する答弁が残ってございましたので、そちらの答弁をお願いします。

村田部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

昨年計上しておりました家屋評価システムリース料というのは、2款1項9目13節、ページ数で言いますと62、63ページの下から4つ目にあります情報機器及びシステ

ムリース料の中に含まれております。そして昨年の地方税電子申告システム利用料とイメージ管理システム利用料、これにつきましては先ほどの同じページの1つ下にあります情報システム使用料の中に含まれております。よろしくお願いたします。

○委員長（金子恵委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで税務課、収納推進課の審査を終了します。皆さまお疲れさまでした。

以上で本日の総務厚生常任委員会を閉会いたします。皆さまお疲れさまでした。

（閉会 14時57分）